

認定こども園施設整備交付金実施要領

平成27年5月21日

初等中等教育局長裁定

平成28年5月11日 一部改正

(通則)

認定こども園施設整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第20条の規定に基づき、認定こども園施設整備交付金の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業の内容

認定こども園施設整備交付金は、次により実施する施設整備支援事業とする。

①認定こども園整備

（内容については、別紙1のとおり）

②幼稚園耐震化整備

（内容については、別紙2のとおり）

2. 交付額の算定方法について

ア. 認定こども園整備に係る交付金の額については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業について、交付対象経費の1/4以内で補助を行うとき、これに対する都道府県の交付対象事業に対し、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。なお、市町村が交付対象経費の1/4以上で補助を行う場合も同様とする。

イ. 幼稚園耐震化整備に係る交付金の額については、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。

ウ. 交付対象事業に対する交付金の額は、次の(a)により算出した額（以下「交付基礎額」という。）の合計額と(b)により算出した額の合計額を比較していずれか小さい方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1（算定基準表）、別表2（交付基準額表）で定める基準により算出した交付基礎額

(b) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1（算定基準表）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額

3. 国の財政上の特例措置について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、別表2のうち、「認定こども園整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。

また、交付対象となる認定こども園等が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地帯に所在する場合は、別表2のうち、A地域の基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

4. 財産処分の制限等

都道府県及び市区町村が学校法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、交付要綱第17条の規定に準じて、財産処分の制限等に係る条件を附さなければならない。

なお、市区町村が財産処分の承認を行う場合は、あらかじめ都道府県の承認を受けなければならない。

5. 交付要綱第10条の規定に基づき、事業の遅延について届出を行う際には、交付要綱の様式6の提出と併せて、別紙様式6-2の遅延事業内訳書を作成し提出すること。

6. 交付要綱第11条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式7の提出と併せて、別紙様式7-2の事業実施状況報告書を作成し提出すること。

7. 実績報告

交付対象事業が交付決定をした年度内にやむを得ない事情により完了できず、繰越しを行った場合、交付要綱第12条で定める実績報告書（様式8）の提出期限については、交付対象事業が完了した日から起算して1か月以内又は交付対象事業完了年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日とする。

8. 交付要綱第12条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式8の提出と併せて、別紙様式8-2の事業実績一覧表を作成し提出すること。

9. 留意事項

- ・ 幼保連携型認定こども園において保育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の整備をあわせて実施する場合は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金による整備事業と連携を図ること。
- ・ ①認定こども園整備については、都道府県が認定こども園の整備を行う市町村（特別区を含む。）に対し支援を行うものとし、②幼稚園耐震化整備については、都道府県が認定こども園への移行を予定する施設に対し支援を行うものとする。
- ・ その他交付金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

認定こども園整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

幼保連携型認定こども園、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分等の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(3) 施設の設置主体（事業者）

① 2(2)①の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該学校教育部分の施設整備を行う場合に限る。）

② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2(2)③の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園部分の施設整備を行う場合に限る。）

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1（算定基準）、別表2（交付基準額表）で定める基準により算出

(注) 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律

第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、(別表)補助基準額表のうち、「認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)」の基準額を適用する。

(2) 負担割合

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

(3) 交付対象整備(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象) ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を交付金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、

幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。

- ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県の認定を受けること。
ただし、交付決定をした年度内に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ③ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分の施設整備についても交付対象とすること。
ただし、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の認定こども園が機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。
- ⑤ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（保育所機能部分を新設することにより、新たに幼稚園型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所等整備交付金により整備を行うこと。

（3）財産処分について

- ① この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。
- ② この交付金により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

幼稚園耐震化整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう基盤整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ③ 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園（移行後の幼保連携型認定こども園における教育部分）
- ④ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

① 2(2)①の場合

学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下この項において同じ。）又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該教育部分の施設整備を行う場合に限る。）

② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る）

③ 2(2)③の場合

学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該教育部分の施設整備を行う場合に限る）

④ 2(2)④の場合

学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼稚園型認定こども園を構成する幼

稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る)

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1(算定基準)、別表2(交付基準額表)で定める基準により算出

(注) 財政上の特例措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、(別表)補助基準額表のうち、「幼稚園耐震化促進事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)」の基準額を適用する。

(2) 負担割合

国1/2、事業者1/2

(3) 交付対象整備(整備区分)

増改築、改築、大規模修繕等(幼保連携型認定こども園の整備に限る。)

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費、仮設施設整備工事費、	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
耐震診断費	事業の対象となる棟に係る耐震診断に要する経費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を交付金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。
- ② 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、施設整備終了後に認定こども園法第3条第4項第1号に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。

ただし、施設整備終了後に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。

(3) 財産処分について

この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

別表 1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>ア 別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（実施要領別紙 1 の 5 留意事項（1）及び別紙 2 の 5 留意事項（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費。（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	特殊附帯工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※ 1、※ 2 について同上。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※ 1、※ 2 について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。） その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>（１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>（２）工事請負業者の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（実施要領別紙１の５留意事項（１）及び別紙２の５留意事項（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費。（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮施設整備工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。） については、文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

(別表2)交付基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村を

(1)認定こども園整備

○幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分

<本体工事>

単位：千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
定員20名以下	47,500	52,300	45,200	49,700	42,800	47,100	40,600	44,700
定員21～30名	49,900	54,900	47,500	52,300	46,400	51,000	44,000	48,400
定員31～40名	57,900	63,800	54,500	59,900	52,100	57,400	49,900	54,900
定員41～70名	66,100	72,700	62,600	68,900	59,200	65,100	56,800	62,400
定員71～100名	85,800	94,400	82,400	90,700	77,700	85,400	74,200	81,700
定員101～130名	103,200	113,500	98,600	108,400	92,800	102,100	89,300	98,200
定員131～160名	119,500	131,400	114,900	126,300	107,900	118,700	103,200	113,500
定員161～190名	135,700	149,300	129,900	143,000	122,900	135,300	116,000	127,600
定員191～220名	150,800	165,900	145,000	159,500	139,300	153,100	129,900	143,000
定員221～250名	167,100	183,900	160,100	176,200	152,100	167,200	142,700	157,000
定員251名以上	185,700	204,200	176,400	194,100	168,200	185,100	160,100	176,200
特殊付帯工事	7,150							
設計料加算	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の5%							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員数を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	62,800	69,100	59,700	65,600	56,600	62,200	53,600	58,900
定員21～30名	65,800	72,400	62,800	69,100	61,200	67,300	58,200	63,900
定員31～40名	76,500	84,100	71,900	79,100	68,900	75,700	65,800	72,400
定員41～70名	87,200	96,000	82,700	91,000	78,100	86,000	75,000	82,500
定員71～100名	113,300	124,700	108,600	119,600	102,500	112,800	98,000	107,800
定員101～130名	136,200	149,900	130,100	143,200	122,400	134,700	117,800	129,700
定員131～160名	157,700	173,500	151,600	166,800	142,400	156,700	136,200	149,900
定員161～190名	179,300	197,100	171,500	188,700	162,400	178,500	153,100	168,400
定員191～220名	199,200	219,000	191,400	210,600	183,900	202,200	171,500	188,700
定員221～250名	220,500	242,600	211,300	232,500	200,700	220,800	188,400	207,300
定員251名以上	245,100	269,600	232,800	256,100	222,100	244,400	211,300	232,500
特殊付帯工事	9,400							
設計料加算	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の5%							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	951	1,047	1,694	1,864
定員21～30名	1,079	1,187	2,069	2,275
定員31～40名	1,439	1,583	2,507	2,757
定員41～70名	1,810	1,992	3,482	3,830
定員71～100名	2,553	2,808	5,223	5,746
定員101～130名	3,064	3,371	6,268	6,895
定員131～160名	3,830	4,214	7,836	8,620
定員161～190名	4,596	5,057	8,567	9,424
定員191～220名	5,362	5,899	9,995	10,995
定員221～250名	6,129	6,742	11,423	12,565
定員251名以上	6,895	7,585	12,851	14,136

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,255	1,382	2,236	2,460
定員21～30名	1,424	1,567	2,730	3,003
定員31～40名	1,899	2,089	3,309	3,640
定員41～70名	2,389	2,629	4,596	5,056
定員71～100名	3,371	3,707	6,894	7,584
定員101～130名	4,044	4,449	8,274	9,102
定員131～160名	5,056	5,562	10,344	11,378
定員161～190名	6,068	6,675	11,308	12,440
定員191～220名	7,078	7,787	13,194	14,512
定員221～250名	8,090	8,900	15,079	16,586
定員251名以上	9,102	10,013	16,963	18,660

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

○保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

< 本体工事 >

単位：千円

区分	基準額(1施設当たり)			
	A地区	B地区	C地区	D地区
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
定員20名以下	33,200	31,700	29,900	28,300
定員21～30名	34,900	33,200	32,400	30,800
定員31～40名	40,600	38,100	36,500	34,900
定員41～70名	46,300	43,800	41,400	39,800
定員71～100名	60,000	57,600	54,400	51,900
定員101～130名	72,300	69,000	64,900	62,400
定員131～160名	83,600	80,400	75,500	72,300
定員161～190名	95,000	91,000	86,100	81,100
定員191～220名	105,600	101,500	97,500	91,000
定員221～250名	116,900	112,100	106,400	99,800
定員251名以上	129,900	123,500	117,700	112,100

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位：千円

区分	基準額(1施設当たり)			
	A地区	B地区	C地区	D地区
	東京都	神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県	千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県	徳島県・愛媛県・大分県
定員20名以下	43,800	41,800	39,600	37,400
定員21～30名	46,000	43,800	42,800	40,700
定員31～40名	53,600	50,300	48,100	46,000
定員41～70名	61,000	57,800	54,700	52,400
定員71～100名	79,200	76,000	71,700	68,500
定員101～130名	95,400	91,100	85,600	82,500
定員131～160名	110,400	106,100	99,600	95,400
定員161～190名	125,400	120,000	113,600	107,100
定員191～220名	139,300	134,000	128,600	120,000
定員221～250名	154,300	148,000	140,400	131,800
定員251名以上	171,500	162,900	155,400	148,000

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	665	1,186
定員21～30名	755	1,448
定員31～40名	1,007	1,755
定員41～70名	1,267	2,437
定員71～100名	1,786	3,657
定員101～130名	2,144	4,387
定員131～160名	2,681	5,484
定員161～190名	3,217	5,996
定員191～220名	3,754	6,997
定員221～250名	4,290	7,996
定員251名以上	4,827	8,996

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	879	1,566
定員21～30名	996	1,911
定員31～40名	1,329	2,316
定員41～70名	1,672	3,217
定員71～100名	2,359	4,827
定員101～130名	2,831	5,792
定員131～160名	3,539	7,240
定員161～190名	4,247	7,915
定員191～220名	4,956	9,235
定員221～250名	5,663	10,554
定員251名以上	6,370	11,874

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

○幼稚園耐震化整備

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 島根県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県	
定員20名以下	47,500	52,300	45,200	49,700	42,800	47,100	40,600	44,700
定員21～30名	49,900	54,900	47,500	52,300	46,400	51,000	44,000	48,400
定員31～40名	57,900	63,800	54,500	59,900	52,100	57,400	49,900	54,900
定員41～70名	66,100	72,700	62,600	68,900	59,200	65,100	56,800	62,400
定員71～100名	85,800	94,400	82,400	90,700	77,700	85,400	74,200	81,700
定員101～130名	103,200	113,500	98,600	108,400	92,800	102,100	89,300	98,200
定員131～160名	119,500	131,400	114,900	126,300	107,900	118,700	103,200	113,500
定員161～190名	135,700	149,300	129,900	143,000	122,900	135,300	116,000	127,600
定員191～220名	150,800	165,900	145,000	159,500	139,300	153,100	129,900	143,000
定員221～250名	167,100	183,900	160,100	176,200	152,100	167,200	142,700	157,000
定員251名以上	185,700	204,200	176,400	194,100	168,200	185,100	160,100	176,200
特殊附帯工事	7,150							
設計料加算	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の5%							
耐震診断費	1㎡あたり1,050円							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	951	1,047	1,694	1,864
定員21～30名	1,079	1,187	2,069	2,275
定員31～40名	1,439	1,583	2,507	2,757
定員41～70名	1,810	1,992	3,482	3,830
定員71～100名	2,553	2,808	5,223	5,746
定員101～130名	3,064	3,371	6,268	6,895
定員131～160名	3,830	4,214	7,836	8,620
定員161～190名	4,596	5,057	8,567	9,424
定員191～220名	5,362	5,899	9,995	10,995
定員221～250名	6,129	6,742	11,423	12,565
定員251名以上	6,895	7,585	12,851	14,136

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

幼稚園耐震化整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	62,800	47,700	41,300	45,400	39,100	43,100	37,000	40,800
定員21～30名	65,800	50,100	43,400	47,700	42,300	46,600	40,300	44,300
定員31～40名	76,500	58,300	49,800	54,800	47,600	52,400	45,500	50,100
定員41～70名	87,200	66,400	57,100	62,900	54,000	59,400	51,900	57,000
定員71～100名	113,300	86,300	75,200	82,700	70,900	78,100	67,800	74,600
定員101～130名	136,200	103,700	90,000	99,000	84,700	93,200	81,600	89,700
定員131～160名	157,700	120,000	104,900	115,400	98,500	108,300	94,200	103,700
定員161～190名	179,300	136,300	118,700	130,500	112,300	123,600	106,000	116,500
定員191～220名	199,200	151,500	132,500	145,600	127,100	139,800	118,700	130,500
定員221～250名	220,500	167,800	146,200	160,900	138,800	152,700	130,300	143,400
定員251名以上	245,100	186,500	161,100	177,100	153,600	169,000	146,200	160,900
特殊附帯工事	7,150							
設計料加算	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の5%							
耐震診断費	1㎡あたり1,050円							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,255	1,382	2,236	2,460
定員21～30名	1,424	1,567	2,730	3,003
定員31～40名	1,899	2,089	3,309	3,640
定員41～70名	2,389	2,629	4,596	5,056
定員71～100名	3,371	3,707	6,894	7,584
定員101～130名	4,044	4,449	8,274	9,102
定員131～160名	5,056	5,562	10,344	11,378
定員161～190名	6,068	6,675	11,308	12,440
定員191～220名	7,078	7,787	13,194	14,512
定員221～250名	8,090	8,900	15,079	16,586
定員251名以上	9,102	10,013	16,963	18,660

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

平成 年度 認定こども園施設整備交付金事業実施状況報告書

都道府県名	
担当部局課名	
電話番号	

1 支出状況 (単位：千円)

事業名 (事業内容)	事業者支出状況		
	総事業費 (A)	現在までの 支出額 (B)	支出率 (B/A*100)
認定こども園施設整備交付金 認定こども園整備 幼稚園耐震化整備			

2 実施状況

事業名	実施状況		
認定こども園施設整備交付金	実施か所数	増加定員数 (予定含む。)	備考
幼保連携型の幼稚園部分			
保育所型の幼稚園機能部分			
幼稚園型の幼稚園部分			
認定こども園化を予定する幼稚園			
認定こども園整備			
幼保連携型の幼稚園部分			
保育所型の幼稚園機能部分			
幼稚園型の幼稚園部分			
幼稚園耐震化整備			
幼保連携型の幼稚園部分			
幼稚園型の幼稚園部分			
認定こども園化を予定する幼稚園			

